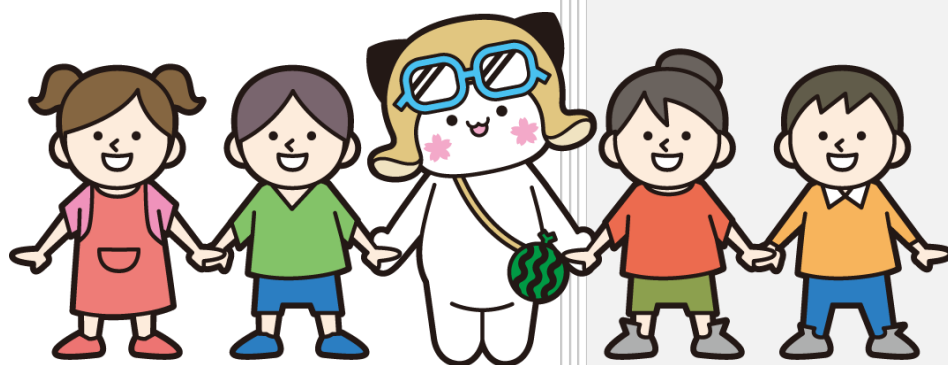


(仮称)子育て支援総合センター整備基本計画



令和 6 年 2 月

阿見町

第1章 子育て支援総合センター整備の目的と基本的な考え方

1-1. 整備の目的

阿見町では、「いきいき子育て 楽しい子育て 地域で支える やさしいまち阿見」をスローガンとし、親が安心して子育てを楽しむことができる環境の整備を推進し、子育ての喜びを実感できる環境づくりを進めています。

当町の子育て施設については、老朽化により令和4年3月をもって「学校区児童館」が閉館となりました。また中郷保育所敷地内に開設されている「子育て支援センター」は、利用者の増加とともに手狭となっており、「すくすく広場」などの事業を総合保健福祉会館内のプレイルームを借用して実施している状況であります。

その中で、児童館や支援センターを利用する保護者は、他の子育て親子との繋がりや、情報交換の場、さらには子育てについての悩みなどの相談の場を求めています。

茨城県内の子どもの人口の状況を見ると、14歳以下の子どもが増加している自治体は、つくば市、つくばみらい市、阿見町の3市町のみであり、荒川本郷地区では宅地分譲が進み、今後ますます子育て世帯の転入等が見込める状況で、多様な環境の子育て世帯のニーズに対応する体制づくりが必要となっています。

当町では、母子保健法に基づき妊産婦や乳幼児の相談を受ける「子育て世代包括支援センター」が平成31年4月に健康づくり課内に設置されています。また、児童福祉法に基づき虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する「子ども家庭総合支援拠点」は令和4年10月に子ども家庭課内に設置しています。

国においては、子ども政策の司令塔となる「こども家庭庁」が令和5年4月に創設され、この政策の中で現在、町等において二つに分かれている「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一本化し、「こども家庭センター」とする（令和6年4月以降の設置を努力義務化）ことで支援体制を強化することとしています。そして、「こども家庭センター」を補完し、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的とし、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関である「地域子育て相談機関」の整備を推進しています。

このような状況を踏まえ、当町においては、人員体制・組織体制を整えたいうえで、総合保健福祉会館内に、令和7年4月「こども家庭センター」の設置を進めています。

本基本計画は、子育て世帯の交流の場となる施設として、また身近な相談機関として『妊産婦や乳幼児の保護者』『育児の悩みを抱えた保護者』を「こども家庭センター」と連携して一体的に支援するため、（仮称）「子育て支援総合センター」の建設の検討を進めるために策定するものです。

1-2. 基本的な考え方

整備目的を実現するための基本的な考え方は、以下のとおりとなります。

- 子育て支援施設として、必要な情報・サービスの提供の拠点となることを目指す。
- 子育て世帯が気軽に訪れ、交流できる施設となることを目指す。
- 身近な子育ての相談機関として、子育て世帯と継続的なつながりを持つことを目指す。
- こども家庭センター、母子保健事業と連携し、必要な支援につなげられることを目指す。
- 地域住民の交流の拠点となることを目指す。

1-3. 計画の位置づけ

町では、まちづくりの方向を示す町の最上位計画として第6次総合計画を平成26年3月に策定しています。現在は、平成30年度から令和5年度までを計画期間とする第6次総合計画後期基本計画の中で、基本構想で定めるまちの将来像の実現に向け様々な施策を推進しています。

計画の「第2章 人を育むまちづくり」の「第1節 健康と元気を支えるまちづくり」では町民の健康づくりについて掲げています。

この中で、本計画に関連する「現状と課題」として次の点が挙げられています。

- 地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦と子どもの健康の保持及び増進に係る包括的な支援を行う必要があります。
- 妊婦や乳幼児の健康診査については、高い受診率を維持しています。しかしながら、子どもの健全な発育及び育児不安の解消等に向けた取組みは継続していく必要があります。

関連する個別施策の展開については次のとおりです。

施策3 2113 母子保健事業の充実

／健康づくり課

- 展開方針**
- 地域の医療機関や関係機関等と連携し、妊産婦・乳幼児の健診や健康教育、相談事業などを実施し、母子保健サービスの充実を図ります。
 - 妊産婦と子どもの健康の保持及び増進に係る包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。
 - 乳幼児健診や相談事業において、歯科保健に対する情報提供や保健指導を行うなど、保護者の意識を高め、親子で歯と口腔の健康づくりに取り組めるよう支援します。

主要な事業	母子保健事業／子育て世代包括支援センター事業／産後ケア事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	生後4ヶ月までの乳児世帯への訪問率	98%	98%
	妊娠届時の面談率	-	100%

後期の成果 母親などが育児に関する不安を解消し、母子共に健康な状態で生活しています。

「第2節 みんなで支え合うまちづくり」では子ども・子育て支援の充実を掲げています。この中で、本計画に関連する「現状と課題」として次の点が挙げられています。

- 子育て支援センター事業においては、子育てに関する相談・支援窓口、子育てサークル等の育成・支援、地域の子育てサービスの情報の提供を行っていますが、さらなる子育て支援の充実を図るため、拠点となる施設整備が必要となり、手狭になった施設の規模拡大等の検討が必要です。

- 要保護児童対策については、その相談内容が複雑化・多様化していることから、要保護児童相談員を配置しています。これまでも児童相談所と連携を密にし、情報を共有するとともに、研修への参加、職員や相談員のスキルアップに取り組んできました。今後も、児童相談所や学校、民生委員児童委員、さらには警察との連携を強化し、虐待の未然防止や早期発見に努める必要があります。

関連する個別施策の展開については次のとおりです。

施策3 2243 子育て支援体制の充実

／子育て支援センター、児童館、子ども家庭課

- 展開方針**
- 子育て支援センターを中心とした育児相談の充実を図り、拠点となる施設整備の検討を行います。
 - 子育て世代包括支援センターとの連携を推進します。
 - 健康、歯科、栄養、幼児食など、ニーズに応じた育児講座の充実を図ります。
 - 子どもたち同士の交流の場や育児中の親の交流・相談の場として、すくすく広場の充実を図ります。
 - 子育て支援ネットワーク会議を中心に、地域が一体となって、子育て家庭をサポートしていけるような体制づくりを行います。
 - ホームページの内容の充実を図り、支援制度の内容をPRします。
 - 児童館サークル活動と広報活動の充実を図ります。
 - 親子交流事業を推進します。

主要な事業 地域子育て支援センター事業／児童健全育成事業

指標	指標名	現況 (2017年度)	目標 (2023年度)
	すくすく広場の参加者数		6,444人/年
	児童館サークル参加人数(親子)	5,791人/年	6,100人/年

後期の成果 育児中の親が、子育てについて必要な情報を得ることができ、悩みを相談できるなど、支援を受けやすい環境が整っています。

施策5 2245 要保護児童対策の充実

／子ども家庭課

- 展開方針**
- 児童相談所との連携を密にするとともに、児童相談所の研修に参加し、職員及び相談員のスキルアップに取り組めます。
 - 学校や民生委員児童委員等との連携を強化し、虐待の未然防止や早期発見を図ります。


主要な事業 要保護児童対策事業

指標	指標名	現況 (2017年度)	目標 (2023年度)
		要保護児童相談員訪問件数	167件/年

後期の成果 すべての児童が学校や地域の中で、適切な見守りを受けています。

以上、第6次総合計画 後期基本計画における「現状や課題」の解決、また、個別施策における成果目標の達成のため、本整備計画を策定し建設の指針として位置付けるものです。

さらに、町長第2期政策公約政策実現プランにおいて、「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」を達成するため、60の政策に取り組んでいます。その1つとして子育て支援総合センターの建設を次のとおり位置付けています。

政策公約	11	子育て支援総合センターの建設	SDGsの位置づけ		
達成基準	令和7年度までに、子育て支援総合センターを建設します			主担当課	副担当課
				子ども家庭課	健康づくり課ほか
事業内容	子育て世帯の交流・相談の場となる施設として建設します。 妊産婦や乳幼児の保護者、育児の悩みを抱えた保護者などを、こども家庭センターと連携して支援します。				
項目\年度	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	達成予定
協議・検討					
設計の実施					
建設工事の実施					
取組状況 今後の展開	<p>関係課で組織した（仮称）子育て支援総合センター建設検討委員会により、施設に必要な機能、面積、組織体制などを協議しています。</p> <p>令和5年4月開所の鹿嶋市地域子育て支援センターの視察を実施したほか、つくばみらい市のおやこ・まるまるサポートセンターの視察を行いました。</p> <p>「（仮称）子育て支援総合センター整備基本計画」を策定中です。</p> <p>今後は、令和7年度のセンター建設に向けて準備をしていく予定です。</p>			達成率	30%
総合計画の位置づけ	2243	子育て支援体制の充実	事務事業名	子育て支援総合センター建設事業	

第2章 現在の施設（事業）の概要

2-1. 地域子育て支援センター

施設設置の背景と目的

阿見町地域子育て支援センターは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、町民の地域における子育て支援基盤を形成し、子育て家庭等に対する育児支援を行うことを目的に平成11年度、中郷保育所敷地内に設置されました。

- ・根拠法：地方自治法 第244条第1項
- ・根拠条例：阿見町地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成21年3月25日条例第4号）

施設の役割と利用状況

地域子育て支援センターは、町の子ども・子育て支援施策の中で地域における子育て支援サービスの充実を推進する役割を担っています。主に下記の事業を実施し、利用状況としては、施設が手狭な為、他の施設も使用しながら、年間約3,000人に利用されています。

地域子育て支援センター事業

1. 育児不安についての相談に関すること

- ・内 容：来所・電話・訪問相談
- ・実施時期：月～金 午前9時～午後4時
- ・利用件数：103件（令和4年度）
参考：33件（平成30年度）

2. 子育てサークル等の育成、支援に関すること

- ・内 容：①サークルの育成・活動
②ボランティア育成・活動
- ・登録者数：① 8組（令和4年度）
参考：15組（平成30年度）
② 8人（令和4年度）
参考：15人（平成30年度）

3. 子育てに関する情報提供に関すること

- ・内 容：①広報あみ お知らせ版掲載（毎月）
②子育てハンドブック（随時）
③子育て情報紙つくしんぼ（毎月）
④メール配信
町ホームページ掲載（随時）
⑤阿見町公園マップ（随時）
- ・登録者数：メール配信 3,105人（R5.3末日現在）



すくすく広場の様子

4. その他の利用

- ・内 容： ①育児講座（歯科・健康・栄養・幼児食）
②講習会・公演会等（応急手当・ベビーマッサージ・人形劇・音楽会
マタニティーヨガ・リラクゼーション・抱っこ講座等）
③すくすく広場（親子の遊び場提供事業）
- ・利用者数：①211人（令和4年度） 参考：548人（平成30年度）
②447人（令和4年度） 参考：683人（平成30年度）
③1,637人（令和4年度） 参考：4,946人（平成30年度）

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数制限を行って実施した。

建物の概要

- ・地域子育て支援センター
総延床面積：66 m²
整備費用： 17,325 千円
建築年度： 1999 年度（平成 11 年度）

建物名	地域子育て支援センター
建築年度	1999 年度(平成 11 年度)
築年数(令和 5 年 3 月時点)	23 年
構造	木造
耐震補強	不要
延床面積(m ²)	66 m ²

2-2. 学校区児童館（令和4年3月閉館）

施設設置の背景と目的

学校区児童館は、児童福祉法に基づき、乳幼児と児童のために健全育成に関する各種事業を行い、もって健全指導に寄与することを目的に設置されました。

- ・根拠法：児童福祉法第 35 条第 3 項、第 40 条
- ・根拠条例：阿見町児童館の設置及び管理に関する条例（昭和 40 年 3 月 11 日条例第 10 号）、阿見町児童館管理規則（平成 21 年 3 月 4 日規則第 5 号）

施設の役割と利用状況

学校区児童館は、町の福祉施策の中で児童の健全育成を推進する役割を担っています。主に、下記の事業を実施し、利用状況としては、約 9,000 人（平成 30 年度）に利用されていました。

1. 一般来館

- ・対 象 者：乳幼児と保護者・小学生など
- ・内 容：自由遊びの見守り・遊びの提供・育児相談を行い、児童等の自主性・社会性・創造性が高められるように関わる。
- ・利用者数：2,507 人（令和 3 年度）
参 考：5,965 人（平成 30 年度）

2. 育児サークル

- ・対象者：就学前の乳幼児とその保護者
- ・内容：親子ふれあい遊びやリズム運動・リトミック、絵本の読み聞かせなどを児童厚生員が提供している。また、季節ごとのイベントを行ったり、「うごく児童館」として町内の施設や公園に出向いて活動している。
- ・利用者数：1,154人（令和3年度）
参 考：2,867人（平成30年度）



育児サークル バルーン遊び

3. クラブ・教室活動事業

- ・対象者：小学生児童
- ・内容：登録制で一輪車やダンスなどの活動を行う。
- ・利用者数：0人（令和3年度）
参 考：40人（平成30年度）

4. 健全育成事業

- ・対象者：小学生児童
- ・内容：申込制で夏休み期間中や土曜日を利用して児童厚生員が製作を教えたり講師を招いてフラワーアレンジメントや粘土細工教室などを開いている。
- ・利用者数：0人（令和3年度）
参 考：63人（平成30年度）



小学生対象 体験教室

5. 地域活動事業

- ・対象者：小学生児童・シルバークラブ員
- ・内容：小学生は申込制で、地域のシルバークラブ員の皆さんと季節の行事などのイベントを楽しみ交流を図っている。
- ・利用者数：0人（令和3年度）
参 考：20人（平成30年度）

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各事業について中止や人数制限を行って実施した。

建物の概要

- ・学校区児童館

総延床面積：249㎡

整備費用：30,150千円

建築年：1974年度（昭和49年度）

建物名	学校区児童館
建築年月	1974年度（昭和49年度）
築年数（令和5年3月時点）	48年
構造	木造
耐震補強	未実施
延床面積（㎡）	249㎡

第3章 関連事業の概要

3-1. 子ども家庭総合支援拠点事業（令和4年度に設置）

設置の背景と目的

平成28年5月の児童福祉法の一部改正により、市町村は子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを担う「子ども家庭総合支援拠点」の整備に努めなければならないと規定されました。当町においては、国の指針に基づき令和4年度に、それまでの子ども家庭相談員に専門職1名を加え、体制を整備しました。

- ・根拠法：児童福祉法第10条第2項

主な業務

(1) 子ども家庭支援全般

①実情の把握

母子保健事業に基づく状況、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭の環境及び経済状況、保護者の心身の状態、子どもの特性などの養育環境全般。乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の把握。

②情報の提供

福祉や支援等に関する情報の提供

③相談等への対応

一般子育てに関する相談、養育困難な状況や子ども虐待等に関する相談等

(2) 要支援児童や要保護児童等、特定妊婦等への支援業務

①相談・通告の受付

相談・通告を受け、問題の内容など必要な情報を把握。必要に応じて指導、助言を行う。

②受理会議（緊急受理会議）

継続的な関与が必要なケースなどについて協議を行い、当面の方針や調査の範囲等を決定。児童相談所へ送致すべきケースについては速やかに送致。

③調査

関係機関等と連携し、家庭の生活状況や情報の事実把握を行い、子どもや保護者の状況、家庭環境、家庭とその支援体制の状況及び地域との関係等や要支援児童や要保護児童等、特定妊婦等に至った経緯等の必要な調査を行う。

④支援計画の作成等

調査によって得られた情報を基に、家庭、子ども、保護者、親子関係、地域との関係及び支援の状況等の評価を行い、子どもの心身の安全に関する緊急度とリスク及び子どもと家庭のニーズを的確に把握し、複数の職員による多角的なアセスメントを経て支援計画を作成する。

⑤支援及び指導

支援計画に基づき、電話・面接等による助言指導や継続的な支援、関係機関と役割分担して行う支援、通所・訪問等による継続的な養育支援やカウンセリング、ソーシャルワーク等を行う。またショートステイ事業、保育所、一時預かり事業、ファミリーサポート事業等の提供や、障害児・者施策、生活困窮者施策、ひとり親支援施策等のサービスを活用し、効果的な在宅支援を行う。必要に応じて、児童相談所に対応している施設入所等の措置を行っている子どもの保護者やその家庭の支援についても、家庭復帰支援の一環として児童相談所と連携しながら対応する。

(3) 関係機関との連絡調整

①要保護児童対策地域協議会

地域協議会の対象ケースに関しては、進行管理を行う会議など実務者会議等を通じて要支援児童や要保護児童等、特定妊婦等に関する情報の交換・共有や支援内容の協議等を行う地域協議会を構成する関係機関等との連絡調整を密に行う。

②児童相談所との連携、協働

支援拠点と児童相談所は、個々のケースの状況等により、役割分担・連携を図りつつ常に協働して支援を行うこととし、定期的に情報交換や連絡調整を行う。ケース対応に関する共通理解や問題認識の共有、円滑な情報共有を図り遅滞なく初期対応に当たる。

相談状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ネグレクト	19件	19件	25件	30件
身体的虐待	14件	15件	17件	28件
心理的虐待	9件	12件	30件	31件
その他	33件	33件	36件	60件
不登校	3件	6件	11件	12件
計	78件	85件	119件	161件

3-2. 子育て世代包括支援センター事業（平成31年に設置）

設置の背景と目的

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等の社会背景から、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まる中、妊娠期から子育て期の各ステージを通じて地域の関係機関が連携し、切れ目なく支援する「子育て世代包括支援センター事業」の構築が求められ、母子保健法の改正により子育て世代包括支援センター（法律上は母子健康包括支援センター）が法定化され、国において平成32年度（令和2年度）末までに全国展開を目指していくこととされました。当町においては、国の指針に基づき平成31年4月に総合保健福祉会館 健康づくり課内に「阿見町子育て世代包括支援センター」を設置し事業を進めてきました。

※根拠法：母子保健法第22条第2項

主な業務

- (1) 妊産婦および乳幼児の実情の把握
 - ①母子健康手帳交付時の全数面談の実施
妊娠届出の機会を通して得た情報をもとに、電話や訪問等により定期的に連絡をとり、すべての妊産婦等の状況を継続して把握する。
 - ②妊産婦台帳の作成
支援に必要な情報をすぐに提供できる体制を整備する。
 - ③赤ちゃん訪問
出産後、専門職による訪問を行い、産婦の体調および乳児の発育、養育状況等を確認する。
- (2) 妊娠・出産・子育てに関する各種相談への対応
 - ①必要な情報提供・助言・保健指導の実施
妊娠期から子育て期にわたる各種相談に応じ、必要な情報の提供・助言・保健指導を実施する。
 - ②必要な母子保健サービスの選定
産後ケア事業や健診事後相談事業等、利用可能なサービス等の情報提供を行う。
- (3) 支援計画の作成と継続支援の実施
 - ①要支援者のケース検討会
妊娠届出時に把握した情報に基づき、支援の必要な妊婦への支援方法や対応方針について検討会を開催する。
 - ②支援計画等の作成
継続支援の必要な者について地区担当保健師と連携を図り、情報共有および今後の支援計画を策定する。
 - ③継続支援の実施
支援計画の評価・見直しを行いながら妊産婦等を包括的・継続的に支援を実施する。
- (4) 保健医療および関係機関との連絡調整
産科医療機関および福祉担当課等の関係機関との連絡調整を図り、定期的に情報共有を行う。

相談状況

相談実績(R4年度)

支援方法	件数
妊娠届出面談数	348人(うち要支援者36人)
電話相談	延962件(うち妊婦支援コール 289件)
妊婦訪問	実8人(延19回)
産婦訪問	実312人(延315回)
新生児・乳児訪問	実312人(延315回)
医療機関・関係部署との連携ケース	実27件

3-3. 母子保健業務

設置の背景と目的

昭和40年に制定された母子保健法に基づいて、乳幼児と母の健康保持を図ることを目的とし、妊婦及び乳幼児健康診査、保健指導、育児支援等を実施しています。

※根拠法：母子保健法

主な業務

(1) 妊産婦及び乳幼児健康診査事業

①妊産婦委託健康診査

妊婦及び胎児の健康の保持・増進・異常の早期発見、産後うつや心身の不調の早期発見のため、医療機関にて健診を実施する。

②乳児委託健康診査

乳児の発育・発達に関する異常の早期発見のため、医療機関に委託して健診を実施する。

③乳幼児集団健診

4か月健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳6か月児健診を実施。乳幼児の発育・発達の状況を確認し、疾病の早期発見・早期治療に努める。また、より良い育児環境を整えるために、保護者への情報提供や育児相談を行う。

(2) 育児支援のための各種事業

①マタニティクラス

妊婦と家族を対象に、実習や実技など必要な知識の習得と仲間づくりの場を提供する。

②こども健康相談

乳幼児を対象に、発育の確認と母親の育児不安の緩和のための相談を月1回実施する。

③離乳食教室

離乳開始期から完了期までの食事について、栄養士の講義・実習を行う。

(3) 健診事後相談事業

①ぺんぎん親子教室

発達の遅れが疑われる就園前の幼児、母子関係に経過観察が必要な保護者に対して、集団遊び・相談事業を1回/月開催する。

②個別相談（親子相談ルームくれよん）

言語・精神等の発達に遅れのある幼児及びその保護者に対し、個別相談を行い、就学前の発達支援を行なうことにより、健全な発達を支援する。

③巡回相談

乳幼児健診等で把握した経過観察が必要な児や発達に問題のある児に対して、認定こども園等を巡回して相談にあたることで、早期に適切な支援を提供する。認定こども園で気になるケースについては、通所施設に対し、保護者へのアプローチ方法、児への関わり方を助言・指導することで、児に対して適切に関われるような体制づくりを支援する。

実施状況

事業実績(R4年度)

事業名	回数・人数
乳幼児集団健診	48回 1,453組
マタニティクラス	9回 延151人(実112人)
こども健康相談	12回 延288組(実113組)
離乳食教室	6回 33組
ぺんぎん親子教室	12回 延54組(実12組)
親子相談ルーム くれよん	33回 延48組(実47組)
巡回相談	11回 48人

第4章 建設場所

4-1. 建設場所の検討

建設場所の候補地として、「総合保健福祉会館隣接地」「中央公民館敷地内」「学校区保育所跡地」を選定し比較しました。

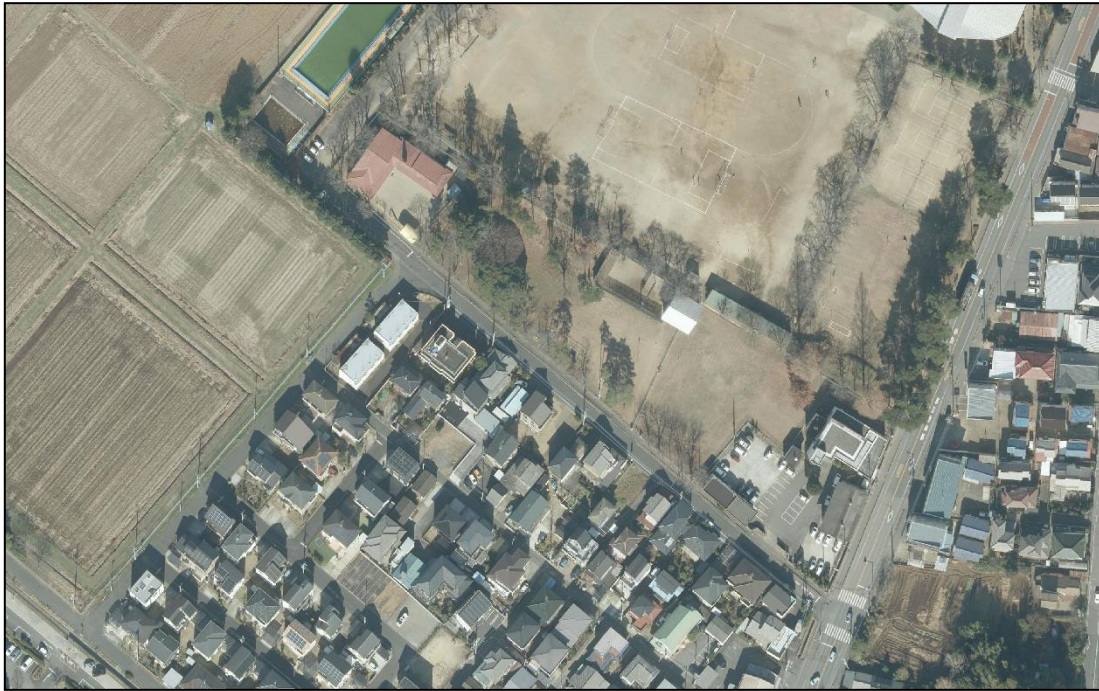
航空写真：総合保健福祉会館隣接地



航空写真：中央公民館



航空写真：学校区保育所跡地



表・建設場所の比較表

評価項目		候補地					
		総合保健福祉会館 隣接地		中央公民館 敷地内		学校区保育所跡地	
1.業務間連携について	既存の業務間の 綿密な連携が図られ るか	◎	子育て相談業務 と、子ども家庭セン ター業務、母子保 健業務等との連携 が図れる	○	子育て相談業務 と、学校関連の相 談業務の連携が 図れる	△	他業務との連携に やや不都合がある
2.周辺環境について	子育て世代が 安心して集まれる 環境か	○	隣接地に「ふれあ いのみち」	△	周辺は駐車場	○	隣接に公園
3.交通について	公共交通(バス停) 等が近接しているか	○	荒川沖駅からの バス	○	土浦駅からのバス	○	土浦駅からのバス
総合評価		◎		○		△	

4-2. 検討結果

検討にあたっては、「業務間連携」「周辺環境」「交通」について比較し評価しました。

町では今後、健康づくり課が所管する「子育て世代包括支援センター」と子ども家庭課が所管する「子ども家庭総合支援拠点」を一本化し、「こども家庭センター」とする（令和7年4月の設置を目指す）ことで支援体制を強化することとしております。「こども家庭センター」は、母子保健業務と密接に関係するため、総合保健福祉会館内で一体的に取り組むこととしています。

業務間連携については、子育てに関する相談等への対応等について「こども家庭センター」や母子保健とのすみやかな連携が図れることから、総合保健福祉会館隣接地の評価が高くなりました。

周辺環境については、周辺で子どもを遊ばせながら親子がくつろげる環境について評価し、中央公民館はやや落ちる評価となりました。

交通についてはバスルートの違いはあるものの基本的には差がない状況です。

以上のことから、総合評価で候補地3つの中で「総合保健福祉会館隣接地」が一番の適地であると評価しました。

第5章 必要な機能

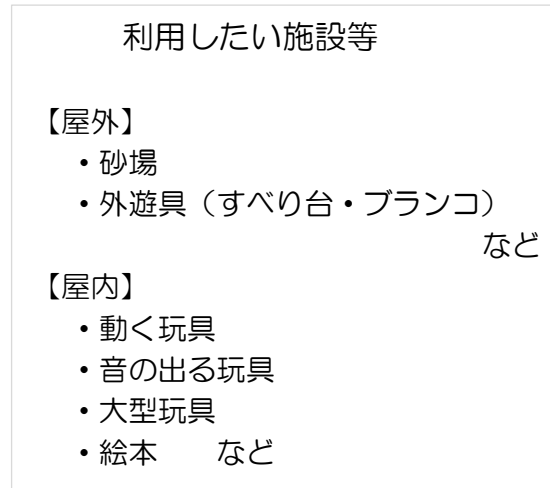
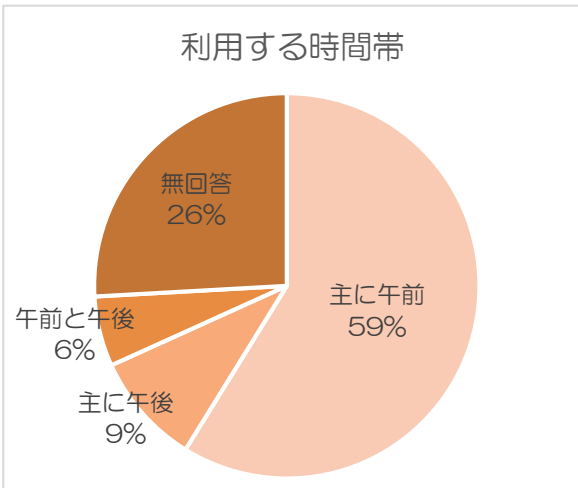
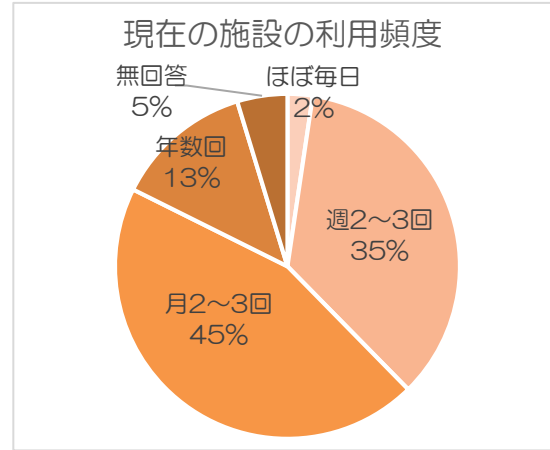
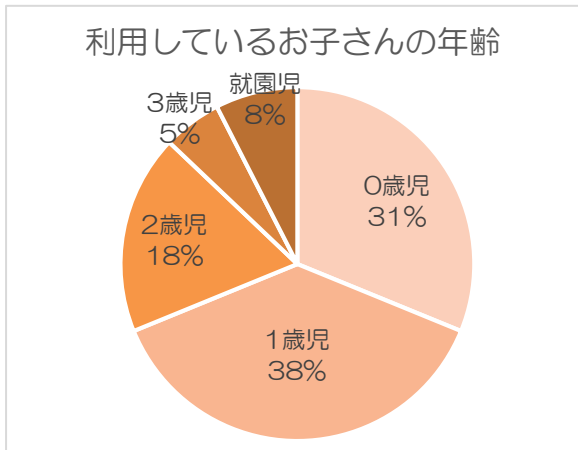
5-1. 施設利用者を対象としたアンケート調査の実施

既存の「子育て支援センター」および「二区児童館」を利用している方を対象に、アンケートを実施しました。アンケート結果については次のとおりです。

調査期間：令和5年4月17日～5月26日

対象者：「子育て支援センター」および「二区児童館」を利用している方

乳幼児保護者（回答数：85件）

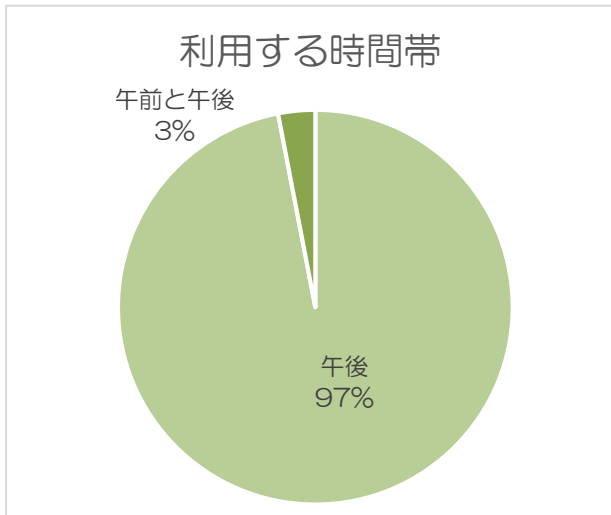
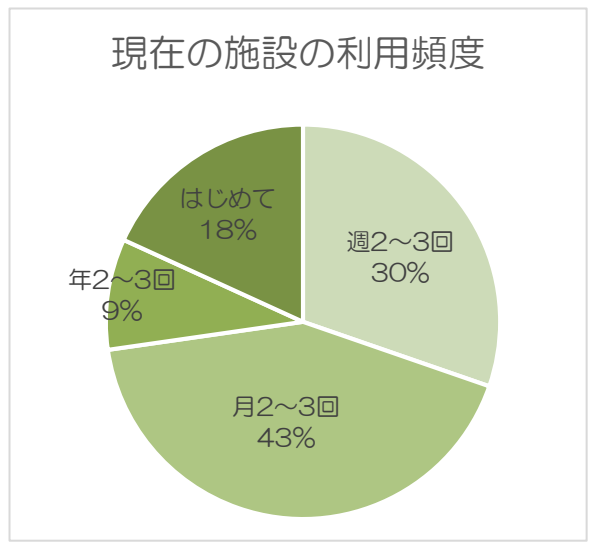
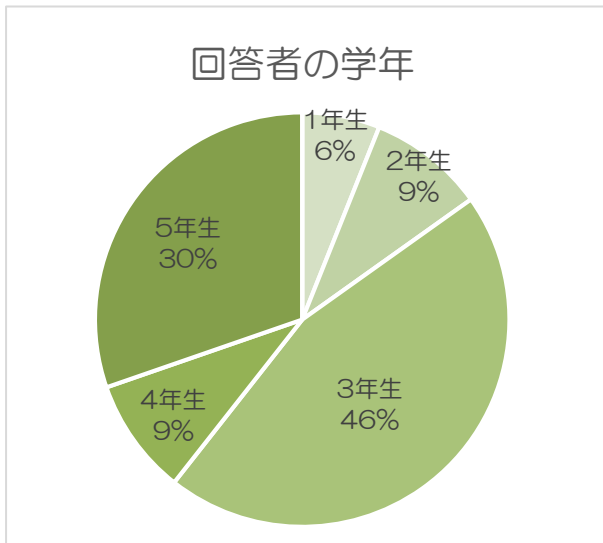


【自由記述】

- ・子ども関係の手続きが一か所でできると嬉しい。
- ・親子で楽しく遊べる施設を望みます。
- ・食事ができればもっと頻繁に利用したい。
- ・学校区児童館に代わる施設が早くできるといいなと楽しみにしています。
- ・気軽に遊びに行けるところがよい。

など

小学生児童（回答数33件）



- 利用したい施設等
- 【屋外】
- ・ブランコ
 - ・うんてい
 - ・砂場
 - ・鉄棒
 - ・すべり台
 - など
- 【屋内】
- ・カードゲーム（トランプ他）
 - ・ボードゲーム（オセロ・将棋他）
 - ・運動（ボール・なわとび）など

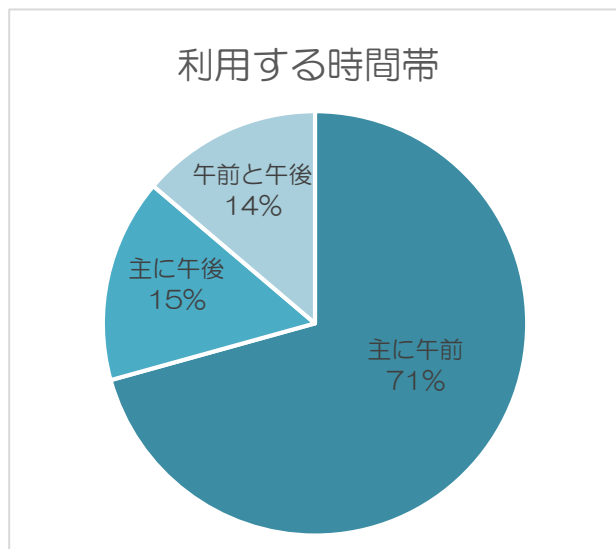
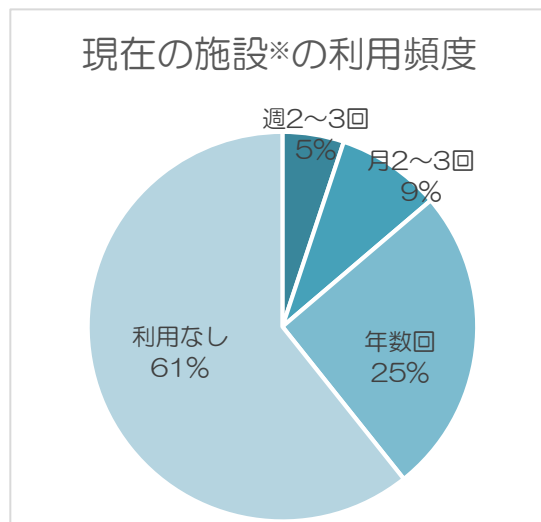
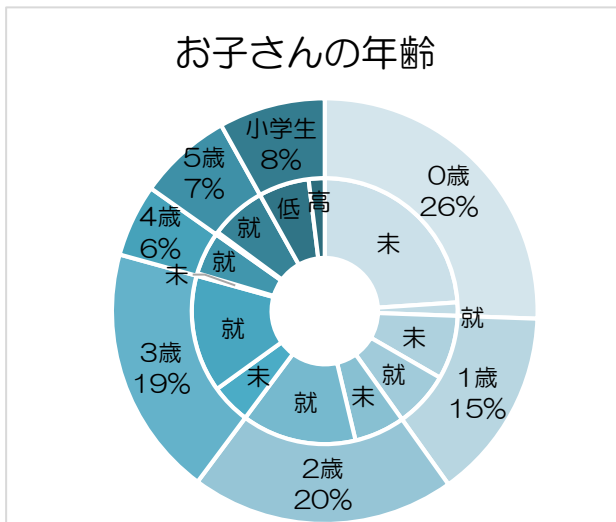
5-2. 乳幼児の保護者を対象としたアンケート調査の実施

さらに幅広い方のご意見を集めるため、乳幼児の保護者の方にアンケートを実施しました。アンケート結果については次のとおりです。

調査期間：令和6年1月11日～2月29日

対象者：乳幼児集団健康診査（4か月健診～3歳6か月健診）を受診した保護者

回答数：205件



- 利用したい施設等
- 【屋外】
- ・走り回れる広場、芝生
 - ・すべり台 ・砂場 ・水遊び
 - ・ブランコ ・アスレチック など
- 【屋内】
- ・トランポリン ・ボールプール
 - ・室内すべり台等アスレチック
 - ・積み木、ブロック ・絵本
 - ・ままごとキッチン など

【自由記述】

- ・支援センターや児童館は未就園児を対象としたお知らせが多いので、そもそも就園児は施設自体を利用していいのかよく分からない。
- ・育休中は利用していたが、復職した現在は利用していない。
- ・平日は、親は仕事、子どもは学校・保育園のため、土日に利用できると嬉しい。
- ・雨の日は公園に行けないので、室内でたくさん体が動かせる施設であれば利用したい。
- ・他市町村にある支援センターは充実していたが、阿見町の施設は充実しておらず残念。

5-3. 必要な機能の検討

想定される必要諸室

整備の目的と基本的な考え方及びアンケート結果を踏まえつつ、既存施設の現状や事業の展開方針等を考慮し必要な機能の検討を行いました。

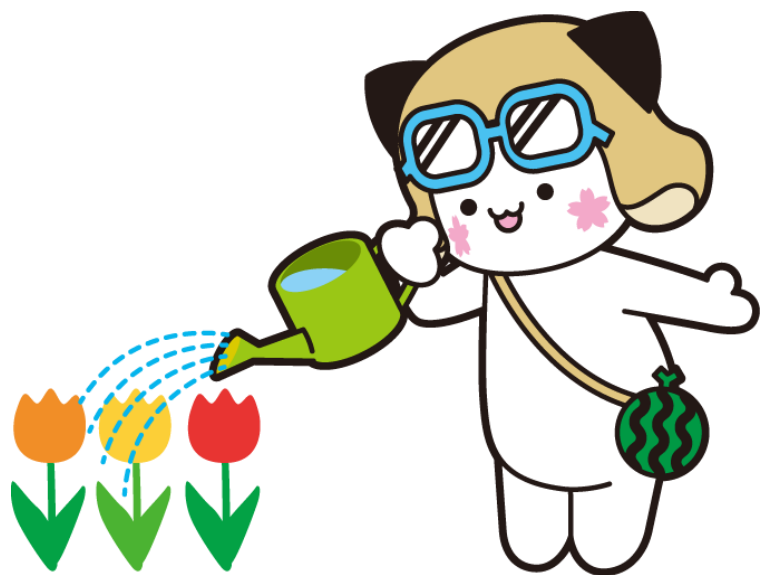
室名	用途等	想定面積
施設管理部門		130 m ²
事務室		40 m ²
会議室		30 m ²
その他	倉庫・書庫・更衣室・洗濯スペースなど	60 m ²
子ども支援センター・地域交流部門		560 m ²
遊戯室	軽スポーツやイベントなど多目的に活用可能な広い空間	200 m ²
プレイルーム	乳幼児が遊べるスペース	120 m ²
オープンスペース	複合的な用途を一体的に利用でき交流可能な空間	175 m ²
図書スペース	読書や学習スペース	(60 m ²)
集会スペース	ボードゲームやカードゲーム等で遊べるスペース	(55 m ²)
ラウンジ	利用者の飲食スペース	(60 m ²)
相談室	個別相談等への対応	15 m ²
授乳室	調乳用給湯機を設置	10 m ²
幼児用トイレ		30 m ²
おむつ替えスペース		10 m ²
園庭	屋外遊具・自由に遊べるスペースを設置	屋外
共有部門		310 m ²
玄関・廊下等	ベビーカー置き場・下駄箱	
給湯室		
トイレ	多目的トイレも設置	

※想定面積は概ねの数であり、設計により変更となる場合があります。

施設整備に対する考え方

施設整備に対する考え方は、以下のとおりとなります。

- 幼児・児童等が自由に遊ぶことができ、妊産婦・子育て世帯・子どもが気軽に訪れることができる施設を目指します。
- 乳幼児連れでの利用が多いことを想定してスペースや各設備を考慮します。おむつ替えや授乳をするスペース等、乳幼児連れでの利用がしやすいように設備を整えます。
- 未就学児と小学生は、時間やスペースで遊び等の利用を区切ることとし、危険にならないように配慮します。
- 中学生の読書や学習など、様々な用途で利用できるオープンスペースを整備し、地域住民の交流の場としても活用できるようにします。



第6章 組織体制

6-1. 現在の組織体制

現在の組織体制は次のとおりで、各施設に分かれて業務をおこなっています。

地域子育て支援センター（中郷保育所敷地内）

地域子育て支援 センター	子育て中の親子の交流
	育児相談
	育児に関する情報提供 等

児童館（学校区児童館・二区児童館）

児童館	地域の子どもたちが自由に入出りできる「安全な場所」
	遊びの提供・きっかけづくり
	親子への子育て支援
	子育て地域組織活動の助成

※学校区児童館は施設老朽化のため令和4年3月31日閉館。二区児童館は既存施設で事業継続。

子ども家庭課（役場庁舎）

保育関係	保育園
	認定こども園
	地域型保育 等
児童福祉関係	子ども家庭総合支援拠点
	要保護児童対策
	母子父子寡婦福祉
	児童手当
	児童扶養手当 等

健康づくり課（総合保健福祉会館）

健康推進関係	健康診査
	健康教育・健康相談
	食生活改善・健康運動普及
	健康増進・健康づくり 等
保健予防関係	母子保健
	子育て世代包括支援センター
	献血・地域医療
	予防接種 等

6-2. 目指す組織体制

(仮称) 子育て支援総合センター及びこども家庭センターで予定する組織は次のとおりです。それぞれの事業の特徴を活かし、相互に協力することで子育て家庭との接点を増やし、子どもの状況把握の機会を増やすことを目指します。それにより、幅広い家庭に対して子どもや妊産婦等への支援を強化し、様々な課題に早期に対応していきます。

(仮称) 子育て支援総合センター

地域子育て支援センター・ 地域交流	子育て中の親子の交流
----------------------	------------

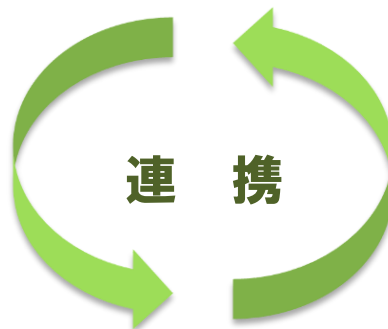
育児相談

育児に関する情報提供

地域の子どもたちが自由に入出りできる「安全な場所」

遊びの提供・きっかけづくり

地域交流 等



(仮称) 子ども支援課（総合保健福祉会館）

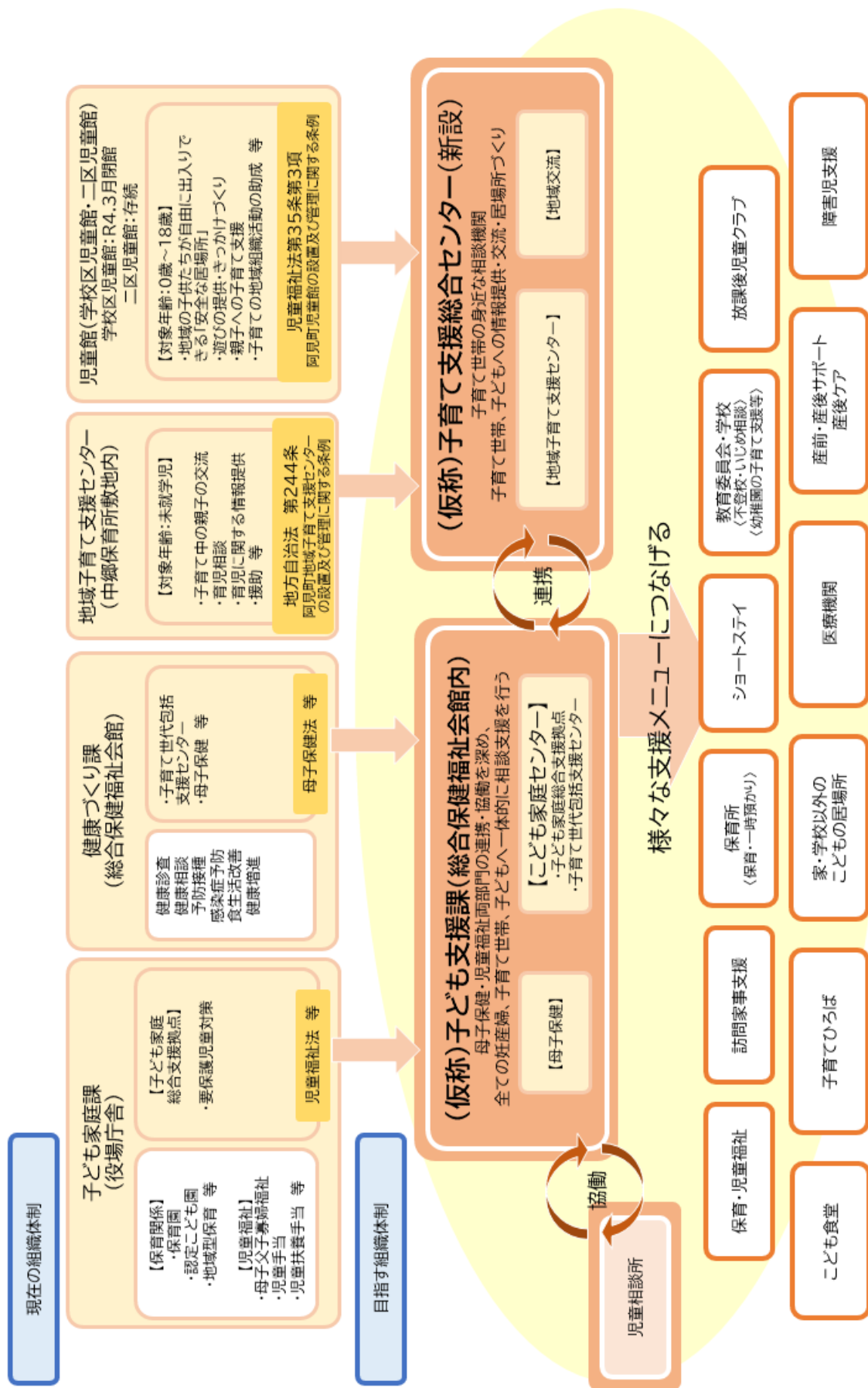
こども家庭センター	子ども家庭総合支援拠点
-----------	-------------

子育て世代包括支援センター

児童福祉関係	要保護児童対策
--------	---------

母子・子育て関係	母子保健
----------	------

6-3. 組織体制イメージ



第7章 今後のスケジュール（予定）

（仮称）子育て支援総合センター開設に向けたスケジュール（予定）は次のとおりです。

実施年度	名称	概要
R5年度	土地測量	建設に向けた事前準備
R6年度	基本設計・実施設計	建設に向けた設計・工事費算出
R7年度	建設工事	（仮称）子育て支援総合センター建設工事
R8年度	開所	（仮称）子育て支援総合センター 開所